

商標譲渡の手続に関するガイドライン

商標譲渡の関連法律の規定及び審査プロセスに対する経営主体の理解を助け、商標譲渡の申請人が信義誠実の原則を順守するよう指導し、商標登録出願または登録商標を合理的に譲渡し、商標譲渡による混同またはその他の悪影響を招くことを防止するため、本手引を制定する。

一、 適用範囲

本手引において「商標譲渡」とは、異なる民事主体間で発生する商標権の譲渡行為を意味する。商標出願人または登録者が一定の条件に従って譲受人と協議が成立し、且つ商標法及びその実施条例の関連規定に基づいて、その商標権または商標を出願する権利を譲受人に譲渡し、譲受人は譲渡承継によって相応の権利を取得する。商標譲渡は、譲渡人、譲受人双方の真の共同意思表示に基づいて発生し、合法的、自発的、公平及び信義誠実などの原則を順守しなければならない。

上記譲渡以外の他の事由により発生した商標権利主体の変更、例えば法人の解散、破産または自然人の死亡により承継などが発生するケースは、商標の移転に属する。

二、 基本要件

(一) 商標譲渡の基本要件

1. 商標

商標の譲渡申請は、登録済の有効な商標または有効な商標登録出願を対象として提出することができる。

2. 手続主体

商標譲渡に係る当事者は、相応の民事主体資格、民事権利能力及び行為能

力を有しなければならない。

譲渡申請の譲渡人は、商標の登録者でなければならない。且つ商標包袋に記録された登録者の関連状況に一致しなければならない。登録者が、関連する登録機関においてすでに名称の変更を行っている場合、商標の譲渡申請は、名義変更の申請が許可された後に改めて審査を行う。

譲受人は、商標法第四条の商標登録出願の主体資格に対する関連要件を満たさなければならない。

3. 申請書類

商標法の関連規定に基づき、商標の譲渡申請は、譲渡人、譲受人双方の真の意向に基づいて共同で提出しなければならない。申請書類は以下の要件を満たさなければならない。

申請人は「出願/登録商標の譲渡/移転申請書」に記入して提出しなければならない。紙の方式で提出する場合、双方の申請人がいずれも所定の位置に署名または押印した原本を提出しなければならない。電子方式で提出する場合、双方が共同で押印且つ署名した譲渡同意声明書類をカラースキャンしてアップロードしなければならない。当事者が法人である場合、法定代表者または法定代表者が権利を委託した者が署名しなければならない。その他の組織である場合、責任者が署名しなければならない。

申請人はさらに署名または押印した身分証明書類の複写物を提出しなければならない。商標代理機構に商標の譲渡申請の手続を委任する場合、さらに代理委任状を作成しなければならない。

4. 一括譲渡

複数の同一または類似の商標が、譲渡によってそれぞれ異なる経営主体に帰属することで、商品または役務の出所に対する関連公衆の混同、誤認を招きやすくなることを防止するため、商標譲渡人はその商標の譲渡を行う時、そ

の名義で譲渡する商標に対し同一または類似の商品に登録されて同一または類似を構成している商標を一括譲渡しなければならない。

領域指定により中国でも保護される譲渡人の同一または類似のマドリッド国際登録商標は、一括譲渡しなければならない。譲渡人名義ですでに商標登録の実体審査の結論が出された（初歩登録査定済、拒絶査定不服審判または異議申立手続きにある商標を含む）同一または類似の商標登録出願は、登録商標を参照し、一括譲渡しなければならない。譲渡人名義で現在出願中の同一または類似の商標は、一括譲渡することができる。

実務においては、二つの商標が類似の商標を構成するか否かの判断は、二つの商標の知名度、識別性、指定商品または指定役務の相違の程度、譲渡人、譲受人双方の認識及び混同を回避するため取る措置などについても関連付けて総合的に考慮する。譲渡人、譲受人双方が取る、または取することを約束した措置は、混同の発生を回避するため、譲渡後の商標の出所を一般消費者が十分に区分できるものでなければならない。

5. 混同またはその他の悪影響を招きやすい譲渡

商標法の関連規定に基づき、申請人は、商標譲渡行為により混同を招くまたは悪影響を及ぼす以下の状況を回避しなければならない。

(1) 団体商標または証明商標の譲渡申請であって、譲受人が「団体商標、証明商標の登録及び管理に関する弁法」に規定の関連資格及び資質要件に適合しない場合。

(2) 地名を含む商標を当該地域以外の譲受人に譲渡する申請であって、当該商標を使用する商品と、当該商標に含まれる地名とに密接な関係があり、商標譲渡をすると商品の産地、出所に対する公衆の誤認を招きやすい、または関連公衆または一般消費者の混同を招きやすい場合。

例：

「西街口」は、第31類「生鮮果物、生のニンニク」の商品について商標登録されたものであり、貴州省の某企業に譲渡申請中である。「西街口」は、雲南省昆明市石林彝族自治县が管轄する鎮の名であり、当該鎮で生産されるペピーノ、ニンニクなどの農業副産物は知名度が高い。「西街口」の商標と、当該商標の使用が認められた商品には密接な関係があり、もし当該商標が譲渡されて西街口地域以外の別の所有者の名義になれば、商品の産地、出所に対する公衆の混同及び誤認を招きやすいため、当該商標の譲渡申請を許可してはならない。

(3) 企業の名称（全部、一部または略称を含む）を含む商標を他の企業に譲渡する申請であって、商標の使用が関連公衆または一般消費者の混同を招きやすい場合。

例：

山西省の某集团公司は商標「山西の某集团公司及び図」を河北省の某有限责任公司に譲渡する申請をした。商標の文字部分には山西公司企業の名称全体が含まれている。当該商標が使用されれば、商品または役務は山西公司が出所である、または山西公司と何らかの関係があると、関連公衆または一般消費者に認識させやすいため、当該商標の譲渡申請を許可してはならない。

(4) 特殊な意味を有する商標の譲渡であって、譲渡されると中国の政治、経済、文化、宗教、民族など社会の公共利益、公共秩序または公序良俗に対し、ネガティブでマイナスの影響を及ぼす可能性がある場合。

(5) 商標代理機構が商標法实施条例第八十七条の規定に違反して譲受人となっている場合。

(6) 申請人の累計登録商標が多く、累計して複数回の分散した譲受人へ

の商標譲渡が存在し、正当な理由がなく、または関連する使用に関する証拠を提供できない若しくは使用の意思の説明を示すことができない、または提供された使用に関する証拠が無効である場合。

例：

某自然人は累計 700 件余りの商標を出願登録し、その数は多く、累計して多くの譲渡行為が同時に存在し、且つ譲受人は分散しているが、申請人は関連する正当な理由を示すことができない、または使用に関する証拠を提供できず、その行為は悪意をもった商標の投機的転売であり且つ商標譲渡による不当利益の搾取であることが疑われるため、当該商標の譲渡申請を許可してはならない。

(7) その他混同またはその他の悪影響を招きやすい状況。

6. 他人の権利に影響する譲渡

申請人は、商標譲渡行為によって先に存在する他人の合法的な権利が侵害されないよう回避しなければならない。利害関係人は「被許諾者」「先に譲渡を申請したが許可されていない譲受人」「すでに協議書を締結したが譲渡申請を提出していないもう一方の譲受人」「商標権帰属紛争の当事者」などを含む。

(二) その他の要件

1. 共有商標

共有商標の譲渡を申請する場合、譲渡申請は共有者全員の同意を確認し、代表者が申請書の 1 ページ目の譲渡人の押印箇所に押印し、その他の共有者名を申請書類の別紙に明記し、且つ押印しなければならず、さらに関連要件に適合するすべての共有者が経営活動に従事している権利能力証明書類を提出しなければならない。

複数の共有者に商標を譲渡する申請をする場合、譲受人の代表者は申請

書の譲受人の押印箇所を押印し、その他の共有者名を申請書類の別紙に明記し、且つ押印しなければならない。

2. 団体商標

商標法の関連規定によると、団体商標とは、団体、協会またはその他の組織名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動において使用することにより、使用者に当該組織の構成員資格があることを示すマークを意味する。団体商標が示すのは共通の特徴であり、登録出願主体は団体組織でなければならない。単一企業、個人経営者または集団会社を団体商標の出願人とすることはできない。団体商標の譲渡を申請する譲受人もまた相応の主体資格を有しなければならない。団体商標の譲渡を申請する譲受人は「出願/登録商標の譲渡/移転申請書」に加え、さらに以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 譲渡人が押印した譲渡人の身分証明書類の複写物。
- (2) 譲受人が押印した譲受人の権利能力証明書類の複写物。
- (3) 譲受人が押印した譲渡後の団体商標使用管理規則。
- (4) 譲渡後の団体構成員リスト。
- (5) 商標譲渡契約書。

3. 証明商標

商標法の関連規定によると、証明商標とは、何らかの商品または役務に対して監督能力を有する組織によって管理され、且つ当該組織以外の組織または個人がその商品または役務を使用することにより、当該商品または役務の原産地、原料、製造方法、品質またはその他の特定の品質を証明することに用いられるマークを意味する。証明商標の登録出願主体は、法に基づいて成立され、且つ出願される商品または役務の特定の品質に対して監督能力を有する組織でなければならない。証明商標の譲渡を申請する譲受人もまた相応の主体資

格を有しなければならず、且つ、申請人は「出願/登録商標の譲渡/移転申請書」に加え、さらに以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 譲渡人が押印した譲渡人権利能力証明書類の複写物。
- (2) 譲受人が押印した譲受人の権利能力証明書類の複写物。
- (3) 譲受人が押印した譲渡後の証明商標使用管理規則。
- (4) 譲受人の監督検査能力証明書類。
- (5) 商標譲渡契約書。

4. 地理的表示の団体商標/証明商標

商標法の関連規定によると、地理的表示とは、ある商品がある地域に由来するものであり、当該商品の特定の品質、評判またはその他の特徴が、主に当該地域の自然的要因または人文的要因により決定されることを示すマークを意味する。

団体商標または証明商標として登録される地理的表示において強調されるのは、商品の特定の品質及び商品と生産地域の自然的要因、人文的要因との関連性であり、当該産地において関連する生産経営活動に従事している市場主体の共有の権利に属する。地理的表示の団体商標/証明商標の指定商品は明確で、具体的でなければならず、且つ地理的表示名称と密接に関係していなければならない。

商標出願が上記要件を確実に満たすために、出願人は、当該地理的表示により示される地域の県レベル以上の人民政府または業界主管部門の同意を得たものであり、地理的表示商品の特定の品質に対する監督検査能力を有し、営利を目的とするのではない団体、協会またはその他の組織、一般的には社会団体

法人、事業単位法人でなければならず、且つその業務範囲は使用を監督する地理的表示産品に関連していなければならない。公司及び農民專業合作社などの営利性主体を地理的表示の団体商標及び地理的表示の証明商標の譲受人とすることはできない。

商品または役務の出所地に対する公衆の誤認を回避するため、住所、経営地域が対応する地域ではない生産者、経営者を地理商標の譲受人とすることはできない。地理的表示の団体商標/証明商標の譲渡を申請する譲受人もまた対応の主体資格を有しなければならず、且つ、申請人は「出願/登録商標の譲渡/移転申請書」に加え、さらに以下の書類を提出しなければならない。

(1) 当該地理的表示により示される地域の県レベル以上の人民政府または業界主管部門が当該譲渡に同意し、且つ譲受人が当該地理的表示商標の監督管理を行うことに同意した承認書類。

地理的表示により示される地域の範囲が一つの県、市の範囲内にある場合、当該県、市の人民政府または業界主管部門が承認書類を発行する。地域の範囲が二つ以上の県、市の範囲にある場合、それらに共通する一段階上のレベルの人民政府または業界主管部門が承認書類を発行する。

- (2) 譲渡人が押印した譲渡人の権利能力証明書類の複写物。
- (3) 譲受人が押印した譲渡人の権利能力証明書類の複写物。
- (4) 譲受人が押印した譲渡後の商標使用管理規則。
- (5) 譲受人の監督検査能力証明書類。
- (6) 商標譲渡契約書。

三、その他の注意事項

商標譲渡の申請人は正確な商標出願及び使用の意思を確立しなければならず、生産経営活動において、その商品または役務の商標専用権を取得する必

要がある場合、できるだけ早く独立した自己の商標を選択して登録出願を行わなければならない。譲渡方式の承継により商標専用権を取得する場合、譲渡申請する商標または商標出願の状況、状態などの情報は、譲受人の利益に直接関係するため、商標の譲渡申請の提出前に、譲受人は商標法の関連規定を参照し、自身の検索や研究状況と組み合わせて、商標譲渡のリスクを十分に評価しなければならない。

1. 登録済商標の譲渡申請により直面する可能性のあるリスク

(1) 登録済の商標が無効となるリスクを有している可能性であつて、例えば使用を目的とするのではない悪意の商標、商標として使用してはならないマーク、欺瞞的手段またはその他の不当な手段により取得した登録、他人が現在有している、先に存在する権利の侵害などに属するか否かのように、商標が商標法第四十四、第四十五条の規定に違反する無効事由を有しているか否かに注意しなければならない。無効審判事件の審理において、商標が上記関連法律の規定に違反するか否かの判断は、一般的に商標登録出願の時点の状態を基準とする。

例：

商標権利者 A がその名義で登録済の有効な商標 B を譲渡して C の名義にしようとするとき、もし第三者が商標 B に対し、商標法第四条「使用を目的とするのではない悪意の商標登録出願」であることを理由として無効審判請求を行い、且つ審理によって、A は、出願数が非常に多く、明らかに正常な経営活動の必要を超えており、真の使用の意思に欠け、商標登録の秩序を攪乱する状況であると判断された場合、当該商標は無効とされる。譲受後の使用の意思を有している、またはすでに実際に使用していることを理由として C が抗弁を行っても、出願人 A が商標法第四条に違反する状況であるという判断に対して影

響しない。

(2) 登録済の商標が取消されるリスクを有している可能性であつて、例えば登録商標がすでに使用が認められた商品の普通名称にあたるか否か、または正当な理由なく継続して3年以上不使用であるかなどのように、商標が商標法第四十九条の商標の使用に関する規定に違反する状況にあるか否かに注意しなければならない。

(3) 登録済の商標の存続期間が満了しても更新されていないリスクを有している可能性であつて、商標法四十条に規定の更新または猶予期間内にある場合に、規定に従って更新手続を行ったか否かなどのように、商標が有効状況にあるか否かに注意しなければならない。

例：

某商標の専用権の存続期間は2020年3月1日までであり、甲乙双方は2020年7月1日に譲渡申請を提出し、商標は更新猶予期間にあったが、双方ともに更新申請を提出しなかった。当該商標の譲渡申請に対し、猶予期間が満了しても更新されず、すでに無効であるため譲渡が許可されなかった。

2. 商標出願の譲渡申請により直面する可能性のあるリスク

(1) 商標登録実体審査、拒絶査定不服審判、登録不許可不服審判手続中の商標は、拒絶、登録不許可など不利な結論に直面する可能性がある。

(2) すでに実体審査を経て初歩登録査定され公告された商標は、関連する当事者が商標法第三十三条の規定に従って異議申立を提出する可能性がある。

3. すでに質権設定されている商標の譲渡申請により直面する可能性のあるリスク

民法典の「知的財産権の財産権に質権を設定した後、質権設定者は譲渡ま

たは他人の使用を許諾してはならない。ただし、質権設定者と質権者とが協議で合意した場合を除く」に関する規定に基づき、質権者は書面により同意した証明書類を提出しなければならず、提出しない場合、譲渡申請は許可されない。

4. 人民法院により差押、保全されている商標の譲渡申請により直面する可能性のあるリスク

司法解釈に関連する規定に基づき、人民法院により登録商標権の保全措置がとられている場合は、譲渡禁止などの事項が含まれる可能性があり、人民法院の書面による同意の証明書類を提出しなければならず、提出しない場合、譲渡申請は許可されない。

5. すでに他人の使用を許諾した商標の譲渡申請により直面する可能性のあるリスク

商標法第四十三条第三款の商標許諾届出及び関連する司法解釈の「登録商標の譲渡は、譲渡前にすでに発生していた商標使用許諾契約書の効力に影響しない。ただし、商標使用許諾契約書に特別な約定がある場合を除く」に関する規定に基づくと、先行する有効な商標許諾は、商標譲渡後の権利行使などに対し影響をもたらす可能性があるため、申請人は、商標許諾の種類及び届出状況などに注意しなければならない。

譲渡人、譲受人双方がともに譲渡申請の取下げに同意した場合、譲渡申請の取下げを共同で提出しなければならず、双方ともに取下げ申請書の対応する位置に押印または署名しなければならない。さらに、商標譲渡手続を行う時は、中国商標ネットの関連する説明内容も参照することができる¹。

出所：中華人民共和國中央人民政府ウェブサイト

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202309/content_6906370.htm

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

-
1. 中国商標ネット申請ガイドライン「登録商標、登録出願の譲渡申請」
https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/sbsq/sqzn/202303/t20230331_26240.html
 2. 「小明と商標の物語」第2集及び第5集
https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/sbsq/sqzn/202303/t20230310_25685.html
https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/sbsq/sqzn/202303/t20230310_25690.html
 3. 商標登録後の手続・知識に関するショート動画
https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/sbsq/sqzn/202201/t20220121_620.html